

区立認定こども園〔幼稚園機能(1号認定)〕 給食費・預かり保育料

1 給食費

日額	200円
月額	4,000円

※ 月額とは、平日分(月曜日から金曜日まで)の金額です。
土曜日、休業日の預かり保育を利用した場合の給食費は、別途、預かり保育料と合わせて納付していただきます。

- ・ 次の①～③のいずれかに該当する場合は、平日分(月曜日から金曜日まで)の利用における給食費は無料になります。
 - ① 生活保護世帯等
 - ② 世帯の区(市町村)民税所得割額が 77,100円以下
 - ③ 在園するお子さんが、小学校3年生までの兄弟から数えて第3子以降

2 預かり保育料(日額)

- ・ 上記1①に該当する世帯は、「預かり保育」利用時のおやつ代が無料になります。
- ・ 土曜日、休業日は、就労や疾病等により保護者のいずれもが保育できない状況である場合に利用することができます。

預かり保育の内容	利用する世帯	右記以外の世帯	・生活保護世帯等 ・区(市町村)民税非課税または均等割のみ課税世帯(減額申請が必要)
月曜～金曜日 午後3時から4時30分まで	200円 徴収上限額3,200円/月	0円	
	[内訳] 預かり保育料 100円 おやつ代 100円	[内訳] 預かり保育料 0円 おやつ代 0円	
土曜日 午前8時30分から午後5時までの間で8時間以内 ※ 利用には就労等の要件が必要です。	600円	200円	
	[内訳] 預かり保育料 300円 給食費 200円 おやつ代 100円	[内訳] 預かり保育料 0円 給食費 200円 おやつ代 0円	
休業日 午前9時から午後3時まで ※ 利用には就労等の要件が必要です。	600円		
	[内訳] 預かり保育料 400円 給食費 200円		
休業日 午前9時から午後4時30分まで ※ 利用には就労等の要件が必要です。	700円		
	[内訳] 預かり保育料 400円 給食費 200円 おやつ代 100円		

【預かり保育料が無償化の対象となるための認定申請手続き】

- ・ 「保育の必要性」の認定を受けている場合は、上限額の範囲内(月額11,300円)で預かり保育料が無償化されます。無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定申請(2号)の手続きが必要です。
- ・ 「保育の必要性」の認定事由は、『就労』や『就学』等です。認定申請の際には父・母ともに保育の必要性を確認できる書類等の提出が必要です。
- ・ 在籍園の預かり保育の実施時間が短い場合(教育時間が8時間未満/日または年200日未満)は、認可外保育施設等の利用についても預かり保育の上限額の範囲内で無償化の対象になります。
- ・ 「保育の必要性」の認定(施設等利用給付認定)を受けている方は、原則として、預かり保育料をいったん納付していただき、事後にその額を請求する手続きが必要となりますが、『区立子ども園』の預かり保育料に関しては、保護者の手続きを軽減するため、保育料を実質無料とすることで、保育料の納付やその後の請求手続きを不要とします。